



国土を整え、全力で備える

国土交通省  
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  
Chugoku Regional Development Bureau

## お知らせ

記者発表資料

平成31年2月4日

■資料提出先: 合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ  
広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ  
中国地方建設記者クラブ

～関係者が一体となり所有者不明土地対策に取り組む自治体を支援します～

## 中国地区所有者不明土地等連携協議会の 設立総会を開催

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」(平成30年法律第49号)の円滑な施行を図るため、地方整備局、法務局、地方公共団体、関係団体が連携し協議会を設置します。

協議会では、所有者不明土地問題に対応するため、構成員間で、土地所有者の探索方法等のノウハウや先進事例の共有、有識者の知見の活用方策の検討等を図ることにより、地方公共団体を支援していきます。

1. 日時: 平成31年2月12日(火) 14:00～15:00
2. 場所: 広島合同庁舎2号館6階共用第7号会議室  
(広島市中区上八丁堀6番30号)
3. 議事: 別紙1のとおり
4. 参加団体: 別紙2のとおり
5. 取材等: ・会議は、報道機関の方に公開で開催します。ただし、会議の運営上、写真、ビデオ等の撮影は、会議冒頭(あいさつまで)とさせていただきます。  
・傍聴を希望される報道機関の方は、2月7日(木)17:00までに別紙3にて登録をお願いします。

### <問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231 (代表): (平日・昼間)

用地部 用地企画課長

かねこ ゆきひろ

金子 幸弘 (内線4751)

建設専門官

つぼうち あきら

坪内 朗 (内線4716)

### 【広報担当窓口】

広報広聴対策官

いわした やすひさ

岩下 恭久 (内線2117)

企画部環境調整官

いのうえ かずひさ

井上 和久 (内線3114)

中国地区所有者不明土地等連携協議会設立総会  
次 第

平成31年2月12日(火)14:00～15:00

1. 開 会

国土交通省あいさつ	国土交通省大臣官房審議官
法務省あいさつ	広島法務局長

2. 協議会設立趣旨説明

3. 協議会設立手続

- (1) 協議会規約(案)の説明
- (2) 協議会規約の決定

4. 会長あいさつ

5. 情報提供等

議 題

- (1)所有者不明土地法の施行について
- (2)法務局の所有者不明土地への取組状況について

6. 閉 会

## 中国地区所有者不明土地等連携協議会 参加団体

### 1. 行政機関

国土交通省 中国地方整備局

法務省 広島法務局

鳥取県

島根県

岡山県

広島県

山口県

岡山市

広島市

### 2. 関係団体

中国地方弁護士会連合会

日本司法書士会連合会中国ブロック会

中国不動産鑑定士協会連合会

広島県行政書士会

日本土地家屋調査士会連合会中国ブロック協議会

(一社)日本補償コンサルタント協会中国支部

FAX送信先：(082) 227-2759

中国地方整備局 用地部 用地企画課 行

## 申 込 書

「中国地区所有者不明土地等連携協議会設立総会」の傍聴を希望します。

◎申込期限：平成31年 2月 7日(木) 17:00まで

### 中国地区所有者不明土地等連携協議会

1. 報道機関名： \_\_\_\_\_

2. 来場者氏名： \_\_\_\_\_ (予定人数 名)

3. 連絡先(TEL)： \_\_\_\_\_

(FAX)： \_\_\_\_\_

#### 【問い合わせ先】

国土交通省 中国地方整備局 用地部

用地企画課長 かねこ ゆきひろ 金子 幸弘 (内線4751)

建設専門官 つぼうち あきら 坪内 朗 (内線4716)

TEL 082-221-9231 (代表)

国土交通省  
土地・建設産業局

協力

法務省民事局

連絡調整

## 中国地区所有者不明土地等連携協議会

連絡調整

### 1. 所有者不明土地法の円滑な施行(普及・啓発)

- ①所有者不明土地法に関する施策・取組(地域福利増進事業の実施、土地収用法の特例、財産管理に関する民法の特例、所有者探索の円滑化、特定登記土地に関する不動産登記法の特例等)の情報共有
- ②所有者不明土地問題の解決に向けた取組の情報共有

### 2. 用地業務の円滑な遂行(ノウハウ・マンパワー不足)に資する支援

- ③地方公共団体からの相談体制の構築
- ④地方公共団体の用地取得の隘路の解決に向けた事例紹介や解決策の提案
- ⑤用地業務に関する専門家等の活用を図っていくための方策の提案(アウトソーシング)
- ⑥構成員等による講習会や講演会等の開催

総  
会(年1回開催)

幹  
事会(年2〜3回開催)

行政  
機関

中国地方  
整備局

連携

中国5県・  
2政令市

連携

広島法務局

関係  
団体

- ・弁護士会 ・司法書士会 ・行政書士会 ・土地家屋調査士会
- ・不動産鑑定士協会 ・補償コンサルタント協会

支 援

市 町 村 等

中国地方  
整備局

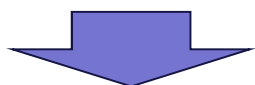
所有者不明土地法に基づく地方公共団体への職員の派遣

連携

現状・課題

- 所有者不明土地が全国的に増加し、公共事業用地の取得等において**所有者の探索に多大な時間・費用・労力**を要するなど、円滑な事業実施に支障
- 小規模市町村では用地専任の職員がいない所も多く、**地方公共団体におけるマンパワー・ノウハウの不足**等による問題が顕在化
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法により創設された地域福利増進事業、土地収用法の特例といった**新制度の周知、活用促進が必要**

このような現状を踏まえ、所有者不明土地問題等への対応のため、関連事務に精通した**地方整備局等による地方公共団体への支援・関係機関同士の連携強化**が有効

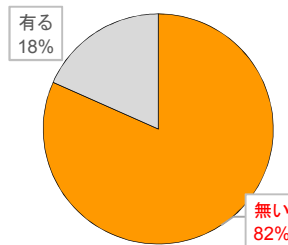


具体的な取組

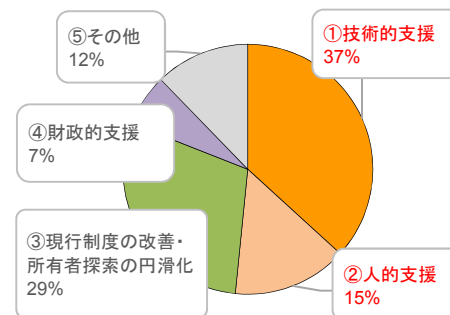
地方整備局、法務局、地方公共団体、関係士業団体などの関係者が一体となって、地方ブロックごとに全国10地区で、「**所有者不明土地連携協議会**」を設立

市町村へのアンケート調査(H29.8)結果より抜粋

小規模市町村における用地専門部署の有無



用地取得に関する市町村からの要望



国土審議会土地政策分科会特別部会中間とりまとめ(平成29年12月12日公表)

地方公共団体における用地取得事務に関して、ノウハウ不足、マンパワー不足が課題となっていることから、**国が有するノウハウ等を積極的に提供**していくことが求められる。

具体的には、国から地方公共団体へ用地取得業務に精通した職員を派遣することや、国、地方公共団体、関係団体(補償コンサルタント協会等)で構成する**協議会を設置**し、地方公共団体からの相談に対応することなどが考えられる。

所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(平成30年6月1日関係閣僚会議決定)

1 国会提出法案の円滑な施行

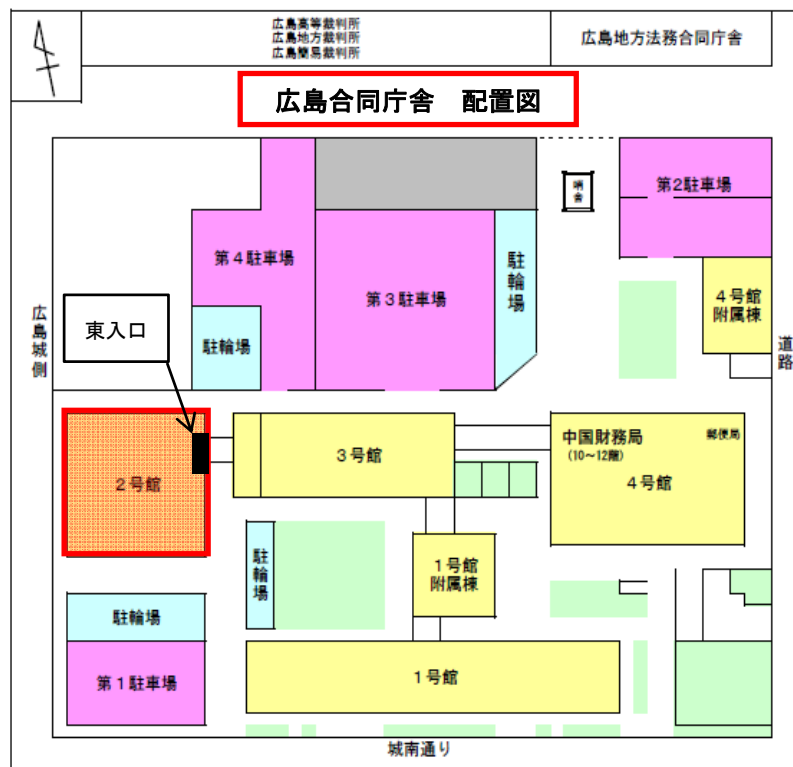
「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」他関連法案の成立後、速やかに、政省令、ガイドラインの整備等を進め、新制度の普及啓発を図るとともに、新制度や長期相続登記未了土地の解消事業など必要な事業推進のため、組織・定員を含めた体制の強化や予算要求、税制改正要望を検討する。また、**地方協議会の設置や関係団体との連携、協力を通じ、地方公共団体に対する助言や人的支援を実施する。**

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(第4条第2項)

国は、地方公共団体その他の者が行う所有者不明土地の利用の円滑化等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供**その他の支援を行うよう努めなければならない。**

『中国地区所有者不明土地等連携協議会設立総会』  
案内図

日時：平成31年2月12日（火）14:00～15:00  
場所：広島合同庁舎 2号館 6階共用第7号会議室  
広島市中区上八丁堀6番30号  
連絡先：082-221-9231（代）



※2号館への入庁方法

- ・東入口(耐震工事のため出入口は東入口のみ)から入館いただき1階ロビーにおいて、来庁者受付票に必要事項を記載し、受付へ提出してください。
- ・受付から貸与された入館証を着衣の見えやすい場所へ着用し、セキュリティゲート脇の警備員の確認を受けたうえで入退庁してください。
- ・退庁後に受付手続きを行った受付へ入館証を返却してください。